

目 黒 区	関係法令
角敷地の建築制限 隅切の取扱い	東京都安全条例第二条

1. 幅員がそれぞれ 6 メートル未満の道路が交わる角敷地（隅角が 120 度以上の場合を除く。）は、敷地の隅を頂点とする長さ 2 メートルの底辺を有する二等辺三角形の部分を道路状に整備しなければならない。
2. 前項に規定する部分には、建築物を突き出して建築し、又は交通上支障がある工作物を築造してはならない。ただし、道路状の面からの高さが 4.5 メートルを超える部分については、この限りでない。
3. 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合において、知事が交通の安全上支障がないと認めるときは、適用しない。
  - 一 第一項に規定する道路のうち一以上が、法第 42 条第 3 項の規定により水平距離が指定された道路で、かつ、専ら歩行者の通行の用に供するものである場合（目黒区該当なし）
  - 二 第一項に規定する道路と角敷地との高低差が著しいために、道路状に整備することが困難な場合